

九州電力株式会社玄海原子力発電所第3号機の  
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年6月26日（原発本第89号）

2. 発電所の名称及び位置

名称：玄海原子力発電所

位置：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 2, 360, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

第4号機： 1, 180, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(一) 原子力設備

1 原子炉本体

加圧水型原子力発電設備に係るものにあつては、次の事項

5 原子炉容器に係る次の事項

(1) 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所

(3) 原子炉容器付属構造物に係る次の事項

イ 原子炉容器ふた管台の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

6 原子炉本体の適用基準及び適用規格

3 計測制御系統設備

加圧水型原子力発電設備に係るものにあつては、次の事項

3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、駆動速度及び挿入時間並びに原動機の種類、出力及び個数

## 10 計測制御系統設備の適用基準及び適用規格

### 5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉本体及び計測制御系統設備の改造（原子炉容器上部ふた取替）

### 6. 申請の理由

玄海第3号機について、国内外の600ニッケル基合金を使用している原子炉容器上部ふた管台の応力腐食割れの損傷事例を踏まえ、現状問題ないが、更なる信頼性向上として、耐応力腐食割れに優れた690ニッケル基合金を用いた原子炉容器上部ふたに取り替える。

### （審査の概要）

#### 1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。